

高鍋町告示第32号

平成24年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年8月31日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成24年9月6日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	松岡 信博君
永友 良和君	柏木 忠典君
八代 輝幸君	津曲 牧子君
時任 伸一君	山本 隆俊君

○9月10日に応招した議員

同上

○9月19日に応招した議員

同上

○9月20日に応招した議員

同上

○9月21日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成24年9月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 本省要望の報告
 - (4) 例月現金出納検査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第3号 平成23年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第4号 平成23年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第5号 平成23年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成24年度会計予算について
- 日程第7 報告第6号 平成23年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第8 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第3号 公平委員会委員の選任について
- 日程第10 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第12 議案第31号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第13 議案第32号 平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第14 認定第1号 平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第2号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第3号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第4号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第5号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第6号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について

- 日程第20 認定第7号 平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第8号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第9号 平成23年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第23 議案第33号 高鍋町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第24 議案第34号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第35号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第36号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第37号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第38号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第39号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第40号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 平成23年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 議員派遣の報告
 - (3) 本省要望の報告
 - (4) 例月現金出納検査結果報告
 - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第3号 平成23年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第4号 平成23年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第5号 平成23年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成24年度会計予算について
- 日程第7 報告第6号 平成23年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第8 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第3号 公平委員会委員の選任について
- 日程第10 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第12 議案第31号 宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

- 日程第13 議案第32号 平成23年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第14 認定第1号 平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第2号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第3号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第4号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第5号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第6号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第7号 平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第8号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第9号 平成23年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第23 議案第33号 高鍋町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第24 議案第34号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第25 議案第35号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第36号 平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第37号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第38号 平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第39号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第40号 平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 平成23年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

出席議員（16名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	12番 松岡 信博君
13番 永友 良和君	14番 柏木 忠典君
15番 八代 輝幸君	16番 津曲 牧子君
17番 時任 伸一君	18番 山本 隆俊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君 事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	教育委員長	……………	加行 正和君
農業委員会会長	……………	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	長町 信幸君
産業振興課長	……………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	…	井上 敏郎君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	原田 博樹君	上下水道課長	……………	日野 祥二君
教育総務課長	……………	黒水日出夫君	社会教育課長	……………	三嶋 俊宏君

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から平成24年第3回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） 8番、おはようございます。議会運営委員会より結果報告を行います。

平成24年第3回定例会の招集に伴いまして、9月3日午前10時から議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今定例会に付議されました案件は、報告4件、同意3件、諮問1件、規約変更1件、水道事業の未処分利益剰余金の処分1件、認定9件、条例改正2件、補正予算6件の27件であります。このことに伴いまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところであります。

会期日程、議事日程につきましては別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員、意見の一致を見たところであります。

今定例会が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告

といたします。

以上です。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、中村末子議員、8番、黒木正建議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（山本 隆俊） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告といたします。

次に、本省要望の報告を求めます。団長、柏木忠典議員。

○14番（柏木 忠典君） おはようございます。只今、議題になりました上京陳情報告をいたします。

去る8月の21日から22日の2日間にかけて、国土交通省、防衛省、地元選出国會議員への要望及び表敬を兼ねて上京をしてみましたので、御報告をいたします。

本年度の上京陳情団として、町長、黒木正建議員、八代輝幸議員、それに私、柏木に総務課長、建設管理課長、議会事務局長であります。

また、緒方直樹議員につきましては、突然の体調不良で参加ができませんでしたことを報告とします。

要望事項としまして、※国道10号線の交通沈滞緩和促進について及び1級河川、小丸川水系の国の直轄管理堅持及び地方分権に伴う権限移譲についての2件でございます。

以下、重立った点を御報告をいたします。

まず、21日、上條事務所を表敬訪問しまして、御子息の上條勝也氏より4月に行われました高鍋町葬に対する町、議会、町民の皆様へのお礼を申され、故人が生前によく話されていた高鍋の熱い思いを改めて伺うことができました、上條先生の偉大さに感激、感動したところでございます。

その後、地元選出国會議員の先生方の事務所を表敬、松下先生、道休先生、外山先生には直接お会いすることができましたが、他の先生方は不在でしたので、秘書の方々に直接要望書を手渡しをお願いし、支援と御協力をお願いしてまいったところでございます。

※後段に訂正あり

続いて、防衛省地方協力局長を表敬しまして、再編交付金事業による事業の促進及び無線施設助成事業採択のお礼を申し上げてまいったところでございます。翌22日は宮崎県東京事務所の湯浅氏の案内で、まず政権与党であります民主党の陳情要請対策本部を訪ねまして、大谷副本部長に国会内で面談し、直接要望書を手渡しし、お願いをいたしたところでございます。

説明をする中で、竹鳩橋の現状写真を見られたときには驚かれた様子であり、その必要性は十分感じ取っていただけたものと考えております。

続いて、国土交通省に移動し、津川交通大臣政務官、水管理国土保全局長、道路局長、官房審議官に、短い時間ではありましたが、それぞれに面会することができまして、要望事項を伝えたところでございます。その他、関係する二十数箇所の部署につきましては手渡しや預けるなどして、それぞれをお願いをまいったところでございます。

大変暑い中での要望活動でしたが、地元国会議員はもとより県選出事務次官等との交流を深めて、さらに根強く一步でも前進するよう努力のよわりと痛感にしながら帰途に着いたところでございます。

以上、簡単ですが、本省要望についての御報告といたします。（発言する者あり）

失礼しました。訂正します。国道10号線の渋滞緩和促進、ここ訂正をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 以上で本省要望の報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。政務報告の前に、もう新聞等で皆さん御存じと思いますが、おとといの午後8時15分ごろから田原さんという女性の方、60歳でございますけど、家を出られて行方不明ということで、きのうの朝7時から日暮れまで捜しましたが、全然、手がかりもつかめず混乱しておるところでございます。午前、午後と防災ヘリ、警察ヘリが順番に飛んで来まして、小丸川あたりもずっと巡回したんですけど、発見することができませんでした。きょうも今、防災ヘリが来て上から小丸川等、深いところ、そういうところを偵察してくれております。午後からは消防署のアクアラング隊が小丸川に入って隅々を見ようということで、朝、話をして帰ったところでございます。また皆さんがいろいろと何か情報がありましたら収集に御協力をしていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、政務報告をいたします。

平成24年6月1日から平成24年8月31日までの政務について御報告を申し上げます。

まず、家床地区土砂災害防災訓練についてであります。6月3日、日曜日に家床営農研修センターにおいて実施いたしました。この訓練の実施により避難経路の確認及び地区

住民の防災意識の向上を図ることができました。

次に、第59回高鍋町消防操法大会についてでございますが、6月24日、日曜日、高鍋町スポーツセンターで開催いたしました。悪天候の中ではありましたが、各部とも日ごろの訓練の中で培った技術を十分に発揮し、大変すばらしい大会となりました。

次に、高速道路区域の一時使用に関する協定の締結についてでございますが、地域防災計画の対象とする津波から地域住民等の生命を守るため、東九州自動車道高鍋インターチェンジ付近の一部を一時的に使用することを目的として、7月9日、月曜日に当町役場において、西日本高速道路株式会社九州支社宮崎工事事務所及び都城管理事務所と協定を締結いたしました。

次に、第50回東児湯支部消防操法大会についてでございますが、7月21日、土曜日、東児湯消防組合で開催されました。今回も激戦となりましたが、本町においては第7部及び第9部が第2位の入賞という結果となりました。第4部もすばらしい操法でありましたが、残念ながら入賞には至りませんでした。

次に、北越戊辰戦争の戦死者墓碑訪問についてでございますが、7月29日、日曜日、新潟市にある北越戊辰戦争の戦死者墓碑を米沢市長及び新潟市長とともに訪問いたしました。

また、新潟市関屋において米沢藩の色部長門君追念碑前祭に参加し、念仏寺にある色部家臣の墓碑を訪問いたしました。北越戊辰戦争に奥羽越列藩同盟軍である米沢藩と新政府軍である高鍋藩が不幸にも親戚藩同士で新潟市関屋において戦いとなりましたが、そのとき戦死した高鍋藩の藩士が祀られているのが新潟県護国神社にある北越戊辰戦争の戦死者墓碑でございます。このような歴史を町民の皆様にお知らせするとともに、姉妹都市交流をさらに深めてまいりたいと考えたところでございます。

次に、要望活動についてでございますが、6月から8月にかけて、お手元の政務報告に掲げているとおり要望活動を行ってまいりました。また、今回の要望活動を初め、さまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

以上、重立った政務について御報告申し上げます。

なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月21日までの16日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から21日までの16日間に決定いたしました。

日程第4. 報告第3号

日程第5. 報告第4号

日程第6. 報告第5号

日程第7. 報告第6号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、報告第3号平成23年度高鍋町財政健全化判断比率についてから日程第7、報告第6号平成23年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上、4報告を一括議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。報告第3号平成23年度高鍋町財政健全化判断比率についてから報告第5号平成23年度株式会社めいりんの里会計決算及び平成24年度会計予算についてまでを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第3号平成23年度高鍋町財政健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の4つの財政健全化判断率につきまして御報告するものでございます。

4つの指標の比率がそれぞれ括弧書きで記載しております。早期健全化基準値以上である場合は、財政健全化計画を定めなければならないものでございます。本町ではいずれの比率も早期健全化基準値未満となっております。

次に、報告第4号平成23年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。その比率が経営健全化基準で定められております20%以上である場合には経営健全化計画を定めなければならないものでございます。本町では水道事業、下水道事業とも資金不足は発生しておりません。

次に、報告第5号平成23年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成24年度会計予算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、3件につきまして御報告申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 次に、教育委員長の報告を求めます。教育委員長。

○教育委員長（加行 正和君） 報告第6号平成23年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき御報告を申し上げます。

日程第8. 同意第2号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第8、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。同意第2号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

現委員の加行正和氏が平成24年11月30日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに小泉桂一氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。それでは、略歴を御説明いたします。氏名、小泉桂一、生年月日、昭和40年4月21日、47歳、現住所、高鍋町大字上江4584番地1、最終学歴、昭和59年3月、宮崎県立高鍋高等学校卒業、職歴等、昭和59年4月、高鍋信用金庫、昭和61年12月、同上退社、昭和61年12月、農業、現在に至っております。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し直ちに採決に入ります。これから同意第2号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第2号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

日程第9. 同意第3号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第9、同意第3号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案議員の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第3号公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現委員の馬場文子氏が平成24年9月23日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに矢野友子氏を公平委員会委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

このことにつきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） それでは、略歴を説明したいと思います。氏名、矢野友子、生年月日、昭和23年3月15日、64歳、現住所、高鍋町大字北高鍋4897番地3、最終学歴、昭和41年3月、宮崎県立高鍋高等学校卒業、職歴等、昭和41年4月、宮崎交通株式会社、44年8月、同上退社、昭和44年9月、公認会計士荒川彰事務所、昭和60年5月、同上退社。平成14年12月、高鍋町議会議員1期目、平成18年12月、高鍋町議会議員2期目、現在に至っております。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し直ちに採決に入ります。これから同意第3号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第3号公平委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午前10時28分休憩

.....
午前10時28分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

日程第10. 同意第4号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第10、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現委員の中村信雄氏から平成24年9月30日をもって辞職したい旨の願いが提出され、辞職について同意いたしました。つきましては、後任に篠原房佳氏を固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（間 省二君） それでは、略歴を御紹介いたします。氏名、篠原房佳、生年月日、昭和19年4月26日、68歳です、現住所、高鍋町大字北高鍋1152番地2、最終学歴、昭和39年3月、宮崎女子高等学校商業科卒業、職歴等、昭和39年4月、株式会社井上喜商店、昭和44年3月、同上退社、昭和44年3月、篠原則久司法書士補助員、昭和51年6月、同上退職、昭和51年6月、篠原則尚行政書士補助員、昭和51年10月、高鍋不動産、現在に至っております。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し直ちに採決に入ります。これから同意第4号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。

午前10時30分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

.....

日程第11、諮問第1号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第11、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について、提案理由を申し上げます。

現委員の川村靖子氏が平成24年12月31日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

このことにつきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略します。以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し直ちに採決に入ります。これから諮問第1号を起立によって採決します。本件は適任とすることに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については適任とすることに決定いたしました。

日程第12、議案第31号

○議長（山本 隆俊） 日程第12、議案第31号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第31号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要が生じたため、当該規約の変更について地方自治法第291条11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

このことにつきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございますが、これにつきましては、同広域連合に毎年納付する共通経費負担金額算出に当たりまして、各市町村の住民基本台帳人口及び高齢者人口を使用しますが、先般、外国人登録法が廃止され、その内容が住民基本台帳法に包含されたことによりまして、規約の字句を修正する必要が生じたため、地方自治法第291条11の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第31号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 共通経費がかかりますので、高鍋町で、一体、この部分に属する人口比率というのは、一体、どう変更になるんでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。この内容につきましては、人口の比率の変更はございません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 賛成討論はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第31号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の立場で討論を行います。

今回、国の法律が変わり、外国人登録原票が住民基本台帳に関する法改正について伴うものでございます。この問題に関しては、私は、外国人の方についても日本の国民と同様に、しっかりとした福祉の享受を受けられるものと私は感じております。そのために賛成をいたしたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第31号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、議案第31号宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決いたしました。

日程第13. 議案第32号

日程第14. 認定第1号

日程第15. 認定第2号

日程第16. 認定第3号

日程第17. 認定第4号

日程第18. 認定第5号

日程第19. 認定第6号

日程第20. 認定第7号

日程第21. 認定第8号

日程第22. 認定第9号

日程第23. 議案第33号

日程第24. 議案第34号

日程第25. 議案第35号

日程第26. 議案第36号

日程第 27. 議案第 37 号

日程第 28. 議案第 38 号

日程第 29. 議案第 39 号

日程第 30. 議案第 40 号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第 13、議案第 32 号平成 23 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第 30、議案第 40 号平成 24 年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上、18 件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第 32 号平成 23 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、議案第 40 号平成 24 年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第 32 号平成 23 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案は地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第 1 号平成 23 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第 8 号平成 23 年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてまででございますが、平成 23 年度各会計の歳入歳出の決算について地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第 1 号の一般会計については、歳入総額 77 億 4,210 万 8,156 円、歳出総額 73 億 659 万 3,282 円、差し引き 4 億 3,551 万 4,874 円となっております。

次に、認定第 2 号の国民健康保険特別会計については、歳入総額 29 億 8,317 万 2,812 円、歳出総額 27 億 6,620 万 6,964 円、差し引き 2 億 1,696 万 5,848 円となっております。

次に、認定第 3 号の後期高齢者医療特別会計について、歳入総額 4 億 1,503 万 7,415 円、歳出総額 4 億 1,442 万 4,015 円、差し引き 61 万 3,400 円となっております。

次に、認定第 4 号の下水道事業特別会計については、歳入総額 3 億 7,919 万 8,641 円、歳出総額 3 億 7,870 万 5,030 円、差し引き 49 万 3,611 円となっております。

次に、認定第 5 号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額 1,142 万 6,999 円、歳出総額 995 万 8,216 円、差し引き 146 万 8,783 円となっております。

次に、認定第 6 号の介護保険特別会計については、歳入総額 14 億 5,435 万 4,167 円、歳出総額 14 億 204 万 2,493 円、差し引き 5,231 万 1,674 円と

なっております。

次に、認定第7号の高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計については、歳入総額476万6,798円、歳出総額476万6,798円、歳入歳出同額となっております。

次に、認定第8号のツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額1,642万1,813円、歳出総額1,442万3,488円、差し引き199万8,325円となっております。

次に、認定第9号平成23年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

営業面では、給水件数が8,715件で、前年度より125件の増、有収水量は200万683立方メートルで前年度より0.7%減少しました。

経営面では、税抜きの収益的収入総額4億1,337万5,209円、支出総額4億1,169万7,569円で、経常利益は167万7,640円でございます。次に、資本的収支であります、収入総額1億3,496万5,307円に対し、支出総額は4億9,906万7,903円となっております。

なお、資本的収支が支出に対して不足する額3億6,410万2,596円は当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

次に、議案第33号高鍋町災害対策本部条例の一部改正についてでございますが、本案は、東日本大震災の教訓、課題を受け、行うべき防災対策の全般的見直しを図るため、災害対策基本法が改正されたことに伴い、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、これまで災害対策基本法において市町村災害対策本部が都道府県災害対策本部と同一の規定で定められていたものが、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し、明確化に関連して新たに第23条の2として規定されたことに伴う改正でございます。

次に、議案第34号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、本案は、宮崎県税条例の一部が改正されたことに伴い、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、個人住民税の寄附金税額控除対象団体を県と同様にすることで、これまでの対象団体に社会福祉法人等を追加し、拡充するものでございます。

次に、議案第35号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）でございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億9,856万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億9,918万2,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では朝倉市への災害見舞金、地域支え合い体制づくり事業、障害者自立支援給付費等事業、介護基盤緊急整備事業補助金、西都児湯医療センター負担金、各種予防接種委託、埋却地管理支援事業補助金、農業体質強化基盤整備事業補助金、総合

交流ターミナル施設修繕費、青年就農給付金、口蹄疫復興プレミアム商品券発行事業補助金、観光交流促進及び魅力情報発信事業、みやごきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業、急傾斜地崩壊対策事業負担金、小中学校備品購入、バスケットボール台購入関連経費、農業用施設災害復旧費、公共土木災害復旧費等でございます。

また、平成23年度決算確定に伴う決算剰余金につきましては、財政調整基金及び公共施設等整備基金に積立金を計上したところでございます。加えまして、総務費から教育費まで4月に実施した人事異動に伴う人件費の調整を行ったところでございます。財源につきましては、国県支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び町債等でございます。あわせまして、地方債につきましては、災害復旧事業に伴う追加、急傾斜地崩壊対策事業等の事業費確定に伴う変更を行うものでございます。

次に、議案第36号平成24年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,055万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,586万円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出では非自発的失業者管理システム改修費の増額、高鍋町特定健康診査未受診者対策事業業務委託契約締結に伴う委託料の減額、平成23年度事業実績による国庫補助金及び国庫負担金返還金の増額でございます。

歳入では、平成23年度事業実績による特定健診等国県負担金及び療養給付費等交付金の増額、非自発的失業者管理システム改修に伴う特別調整交付金の増額、歳出の特定健康診査未受診者対策事業費変更に伴う緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金の減額及び財源調整のための繰越金の増額でございます。

次に、議案第37号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ66万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,235万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出では下水道台帳数値化事業委託費の確定に伴う減額でございます。歳入では下水道台帳数値化事業委託費確定に伴う県補助金の減額、下水道特別会計繰越金の確定に伴う一般会計繰入金の減額及び財源調整のための繰越金の増額でございます。

次に、議案第38号平成24年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成23年度事業確定に伴い歳入の費目間で財源調整するものでございます。

次に、議案第39号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,585万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,141万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出では医療保険と介護保険の両方からサービスを利用される方に払い戻しされる高額医療合算介護サービス費を増額し、地域密着型介護予防サービス費を減額するものでございます。

また、平成23年度事業費確定に伴う国庫補助金返還金、一般会計繰出金の増額、介護認定審査会特別会計繰出金の減額並びに介護給付費準備基金への積立金を増額するものがございます。

歳入では、平成23年度決算確定に伴う繰越金の増額、平成23年度事業費確定に伴う国庫負担金、支払基金交付金、県負担金の増額及び一般会計繰入金の減額でございます。

次に、議案第40号平成24年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ199万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,700万4,000円とするものがございます。

補正の内容といたしましては、歳出では雑用水管理事業の水利権を更新するための委託料の増額、予算調整のための基金積立金の減額でございます。

歳入では、平成23年度決算確定に伴う繰越金の増額でございます。

以上、18件の議案等につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第31. 平成23年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

○議長（山本 隆俊） 日程第31、平成23年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 代表監査委員。監査委員2名を代表いたしまして平成23年度各会計の決算審査結果報告を御報告いたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました平成23年度高鍋町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告いたします。

決算の審査は、去る7月2日から8月9日までの間、役場において書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を8月27日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。

決算審査意見書は皆様のお手元に配付されております。その内容について御報告申し上げます。

第1に、審査の対象となりましたのは、平成23年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、平成23年度高鍋町特別会計（7会計）歳入歳出決算、1、国民健康保険特別会計、2、後期高齢者医療特別会計、3、下水道事業特別会計、4、介護認定審査会特別会計、5、介護保険特別会計、6、都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計、7、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計でございます。

第2に、審査の期間でございますが、先ほど述べましたとおり、平成24年7月2日から平成24年8月9日まで、実質審査日数は18日間でございます。

第3に、審査の方法でございますが、審査に当たりましては、町長から提出された決算書及び附属書類が地方自治法、高鍋町条例に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを主眼に置き、関係者の説明を聴取し、定期監査、例月現金出納検査結果等も考慮して、関係帳簿並びにその他の書類と照合するとともに、必要な書類

の提出を求め、通常実施すべき審査を実施し、一部現地調査も実施いたしました。

第4に、審査の結果でございますが、平成23年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票を初め、その他の証拠書類など照合審査した結果、決算に関する計数は、いずれも正確であることを確認いたしました。また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書をごらんいただきたいと存じます。

まず、一般会計から申し上げます。最初に、決算にあらわれた現状の評価について申し上げます。決算収支でございますが、平成23年度一般会計におきましては、歳入においては6,962万3,000円前年度を下回り、歳出におきましては1,530万2,000円前年度を上回っております。この結果、実質収支は前年度と比較して5,915万1,000円下回っておりますが、収支に関しましては、基金の運用を控除した実質単年度収支で判断しなければなりません。その実質単年度収支は黒字となっております。収支均衡が貫かれた、堅調な財政運営であったという結果が出ております。

次に、歳入でございますが、自主財源であります町税は971万7,000円の減収となる一方で、依存財源であります地方交付税が6,823万4,000円増額、国庫支出金は、子ども手当負担金の増がありました。一方きめ細かな交付金、地方活力基盤創造交付金等の減がございまして5,434万9,000円の減となっております。県支出金でございますが、介護基盤緊急整備事業補助金や「緑の分権改革」推進事業委託金の減がありました。緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金、ふるさと雇用再生特別基金市町村補助金の増がございまして、全体としては1,864万5,000円の増となっております。

また、借入金であります町債は、臨時財政対策債等の借り入れの減によりまして※1億4,662万7,000円減少をしております。

なお、歳入の確保という面から見ますと、重要な自主財源であります町税、保育料、住宅使用料の収入未済額の合計が1億6,667万4,000円で、前年度と比較して1,256万6,000円減少はしておりますが、依然として多額であり、看過できない状況であります。

また、不納欠損額は、町税及び保育料で978万2,000円となっております。前年度と比較して59万1,000円の減となっております。

また、町税滞納処分の執行停止している額は5,954万4,000円で大幅に減少をしております。

次に、歳出でございますが、全般的に行財政改革の推進の成果があらわれている結果となっております。

まずは、義務的経費におきましては、人件費が前年度と比較して1,875万円の減額、特に職員給与費につきましては、3年前と比較しまして、単年度ベースで2億1,093万

※後段に訂正あり

1,000円の大幅な減少となっております。公債費におきましても、最終処分場の償還が終わりまして1億4,889万3,000円の大幅な減となりましたが、一方、扶助費が、子ども手当、私立保育園委託費、介護給付費、訓練等給付費の増額によりまして1億2,471万7,000円増加しました。このために、全体では前年度と比較して4,292万6,000円の減にとどまっております。このことが、経常収支比率の改善がなかなか進まない要因の1つとなっております。

また、投資的経費は、中央公民館の大型改修事業、坂本鬼ヶ久保線災害復旧工事等の増もありましたが、屋内多目的広場建設事業や社会資本整備総合交付金事業、地域活力基盤創造交付金事業、村づくり交付金事業、森林整備加速化・林業再生事業等の減額がありまして、全体では前年度と比較して2億3,451万3,000円の減額となっております。

その他の経費では、口蹄疫復興プレミアム商品券発行特別支援事業補助金等の増がありましたが、口蹄疫関連の補助金や高鍋・木城衛生組合負担金の減がありまして、補助費等は2,896万9,000円の減となっております。

基金は、財政調整基金及び公共施設等整備基金の積み立てが行われまして、3月末の基金残高は財政調整基金10億1,297万3,000円、公共施設等整備基金3億7,393万円となっております。緊急時の対応能力が強化されるとともに公共施設等の改善の資金の確保が進んでおります。

以上、23年度の実績を申し上げますが、第5次行財政改革に引き続き、財政健全化に取り組まれた結果、公債費の大幅縮減や各種基金の積み増しが進むと同時に、各種財政指標も改善されるなど財政規律を重視した平成23年度一般会計の運営は適正であったと認められます。

今後の財政運営に当たりましては、歳入面では、特に自主財源の確保に向けて収入未済額の解消は喫緊の課題として鋭意努力されておることは認められますが、多額の収入未済額の解消が進まない現状の検証を行い、それに基づく適正な執行が必要であります。また、不納欠損につきましては、負担の公平性に配慮し、慎重を期する必要があります。

歳出面では、引き続き財政規律を重んじた財政運営に取り組まれるとともに、常に予算の管理執行状況を把握し、真の町民のためのまちづくりに努められるよう要望いたします。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険加入世帯、加入者は前年度と比較して25世帯、21人減少をしております。歳入面では、被保険者の所得の増と収納対策の徹底によりまして、国保税は前年度と比較して2,442万5,000円の増になりますとともに、前期高齢者交付金の大幅増額と繰入金の充当、及び一般会計からの3,310万1,000円の法定外繰り入れにより、全体では微増となっております。

一方、収入未済額は、前年度と比較して26万3,000円増加しております。不納欠損処理した額は1,118万8,000円で、前年度と比較して366万7,000円減少しておりますが、平成23年度末までの滞納累計額は1億4,033万7,000円ありまして、依然として高額となっております。執行停止中のものも加味しますと、今後も増加

することが懸念をされます。

現在の国民健康保険財政は、実質単年度収支も黒字でありますとともに、準備基金の積み立ても条例で定める上限まで積み立てておられまして、安定しているものと見られます。医療費が毎年増加する中で、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題でありまして、その安定化のためには疾病の予防と国民健康保険税の的確な収納が求められます。特定健診の受診率の向上による疾病の予防に向けて、なお一層取り組まれるとともに引き続き収納率の向上に努めていただくよう要望いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。老人保健事業から後期高齢者医療保険事業に移行されまして、制度運用から4年が経過しましたが、国におきまして制度のあり方が検討されていますことから、その動向を注視していく必要があると思われま

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成23年度の公共下水道の事業量は管渠布設1,257メートル、面整備3.9ヘクタールで、新たに263世帯、569人が使用可能となっております。平成23年度末現在の管渠総延長は45.5キロメートル、面整備累計は201.7ヘクタールで、普及率は33.2%、3,155世帯、7,052人となっております。

毎年度の審査報告でも述べてきておりますが、下水道事業には、2つの課題があると考えております。

第1点目としては、以前から指摘をされております財政問題と事業展開でございます。現在事業認可を受けております233ヘクタールは、平成27年度に完了予定であります。起債残高が、平成23年度末で28億5,967万3,000円あります。その償還や事業推進に必要な費用及び施設の維持管理に要する財源不足を一般会計からの繰り入れで補っておりますが、一方、23年度の下水道費の交付税基準財政需要額算入額が1億3,924万5,000円あります。実質的な繰入金は2,421万1,000円と見ることもできます。このような中で、浄化センターの老朽化が進み、長寿命化の対策が計画をされております。これらの財源を確保するためにも、水洗化率の向上に向けた取り組みをなお一層推進するとともに、今後の事業展開を検討するに当たりましては、今後の交付税措置額も含めて一般会計の動向を見きわめた上で、慎重に対応するべきと考えられます。

第2点目は、供用開始当時から下水道使用料徴収の手続が一部欠落したことによる、未調定、未徴収が発生した件に対する対応であります。このことにつきましては、地方自治法に基づき過去5年前までさかのぼって、平成20年度に調定された使用料は598万423円ありますが、平成23年度末現在の納入済み額は291万4,184円あります。306万6,239円が未収入となっております。収納額が年々減少傾向にありますことから、確実な債権の確保と徴収手段を明示した上で、確実に履行されることを強く要望いたします。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。3町による認定審査は的確、そしてスムーズに行われておりまして、今後ともさらに連携を密にして適正な審査を行われ

るよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。平成23年度の要介護、要支援の申請者数は999人で、前年度と比較して36人増加しております。申請者のうち非該当は9人となっております。今後、介護給付費の増加も見込まれますことから、負担に対する公平性の確保と安定的な事業運営が求められます。このため保険料の収入確保は必要不可欠でございます。今後とも収入未済額を増加させないように努めていただきたいと思います。また、介護を必要とする全ての人々の希望する介護サービスが、的確に提供できるように円滑な運営を図っていただくよう望みます。

次に、都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計について申し上げます。清算は5カ年で完了する予定となっておりますが、平成23年度において交付、納付の全ての清算が終了をいたしました。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。この特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入されました畑地かんがい用水を他の農業にも雑用水として使用することを目的に1市3町の構成で設置されたものですが、平成21年度から事業運営を開始しております。平成23年度は、口蹄疫の影響が残る中で使用料が減額となりましたが、平成22年度から繰り越した繰越金及び使用料を財源に条例に基づく基金積み立てを行うなど、おおむね適正に運営されたものと認められます。今後とも収入の確保に努め、適正で安定的な運営に努められるよう要望いたします。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく、平成23年度高鍋町水道事業特別会計決算審査について御報告申し上げます。

決算審査は、去る6月20日から6月26日までの間の中で、役場において書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を7月11日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。

その概要について御報告を申し上げます。審査の期間は6月20日から6月26日までの間のうち、実質5日間でございます。審査の方法は、町長から提出されました決算書類及び附属書類が地方公営企業法その他の関係法令に基づき作成されているか、また、水道事業の経営成績、財政状況が適正に表示されているか検証するため、必要に応じて関係者から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿など、通常実施すべき審査手続、及び必要とする審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、決算書類、決算附属書類は、地方公営企業法、その他関係法令に基づき作成され、その計数は正確であり、関係帳票と符合し、かつ当該年度における水道事業の経営成績、財政状態を適正に表示していることを認めました。また、予算の執行も適正に執行されていることを認めました。

それでは、総括意見を申し上げます。

まず、分析による現状の評価でございますが、業務の実績につきましては、本年度の給水人口は1万8,785人で、前年度より318人減少しております。有収水量も1万3,470立方メートル減少しておりますが、漏水対策等の効果もありまして、有収率は

92.5%と高い水準を維持しております。年間総配水量も前年度と比較して8万4,208立方メートル減少しております。施設利用率も低下をしておりますが、同類型の施設利用率、最大稼働率、負荷率を上回っております。効率的な業務運営がなされたものと評価できます。

次に、経営成績につきましては、収益では、営業収益は、その他の営業収益が減少したため前年度を2.0%下回っております。営業費用は、減価償却費が若干増加しましたが、修繕費の減額により1.3%減少をしております。営業外費用は、支払い利息が2.3%減少をしております。これらの結果、純利益は、前年度より48.4%減の167万7,640円となっております。

なお、修繕引当金を2,435万8,265円取り崩して充当しておりますことから、実質的な収支は2,268万625円の赤字となっております。経営状況につきましては、前年度より経営分析での指数が経営指標を、若干であります下回っておりますことから改善を図っていく必要があるものと考えられます。

次に、財政状況につきましては、貸借対照表のとおりでございます。資産の部では、有形固定資産は機械及び装置の減少がありましたが、緊急時給水拠点確保事業によります建設仮勘定の大幅な増により増加をしております。流動資産は、企業債借入れの抑制に加えまして、配水管布設替え工事等の支払いによりまして、現金預金が大幅に減少しますとともに、緊急時給水拠点確保事業に伴う国庫支出金の未収が、未収金の大幅な増加の要因となっております。負債の部では、固定負債は、修繕引当金が2,435万8,265円減少しますとともに緊急時給水拠点確保事業の多額の未払いが大きな要因となって、未払金が増加をしております。ただし、資金運用面で見ますと流動資産が流動負債を大きく上回っております資金不足はなく安定していると見られます。資本金の部では、企業債の償還及び借入の抑制により借入れ資本金が減少し1億498万8,957円の減少となっております。剰余金は9,190万7,388円の増加をしておりますが、国庫補助金の増が大きな要因となっております。当年度末におけます財政状態は安定していると言えますが、企業債未償還残高が33億1,000万円と高額でありまして、さらなる経営努力が望まれます。

分析によります評価は以上のとおりであります。平成23年度の経営状況を見ますと、収益的収支の収益面では、給水人口は前年度より減少し、経営の根幹であります営業収益も前年度と比較して2.0%減少しております。一方、費用面も1.3%減少し、純利益は48.4%減の167万7,640円となっております。

資本的収支につきましては、収入では企業債の借入れ抑制によりまして企業債が5,700万円減少し、緊急時給水拠点確保事業に伴う国庫支出金が8,637万9,000円増加しております。支出では緊急時給水拠点確保事業によりまして一般改良費が増加をしております。

経営状況につきましては、企業債元利償還金が給水収益の50%を超える状況が続いま

すとともに、資産の増加に伴います多額の減価償却費の計上など経営環境の改善には長期間を要するものと思われます。このような中で、給水人口は減少傾向にあり大幅な増加は見込めず、今後水道事業の経営に当たりましては業務の見直し等によりましてさらなる効率化に向けた取り組みと、安全で良質な水の安定供給に向けて信頼される水道事業の執行を要望するものであります。

なお、現状では、給水原価が供給単価を16.9円上回っておりまして、このことの解消に向けてもまた徹底した分析調査を行い、その結果を踏まえた企業努力を望むものであります。

以上、報告いたします。（発言する者あり）

済みません、ちょっと1箇所だけ訂正をさせていただきます。一般会計のところですね、収入のところでは借入金であります町債は臨時財政対策等の借り入れ減により1億4,662万7,000円減少しておりますと申し上げましたが1億4,642万7,000円でございます。訂正をしておわびいたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

11時40分から議員協議会のほうを開きたいと思いますので、第3会議室のほうにお集まりください。

午前11時30分散会
